

通算 180 日以上入院される場合

厚生労働省が定める状態に該当しない方が、同一傷病により通算180日以上入院をされている場合は、健康保険から入院基本料の15%が病院に支払われません。180日を超えた日からの入院が選定療養の対象となり、**入院基本料の15%は特定療養費として患者様の負担**となり、下記の保険外併用療養費が必要となります。

特別入院基本料	1日につき	918 円(税込)
---------	-------	-----------

なお、ご入院時に3ヶ月以上の入院履歴を確認させて頂いておりますが、これは入院期間の算定方法が当院のみでなく、同じ症状による病気や怪我で入院されれば、他の医療機関での入院期間も通算されるためです。当院で180日に達しなくても、他の医療機関の入院期間を合算して180日を超えた場合には選定療養の対象となる場合があります。選定療養費の対象等については1階医事課にお尋ねください。